

『O-BIC 外資系企業進出支援事業』（2025年12月改定）

1. 制度概要

この事業は、大阪外国企業誘致センター（O-BIC）が対大阪投資を促進するため、大阪府内に本店または支店として設立された外資系企業に対し、進出に要する一部経費の負担軽減を行うものです。

2. 支援事業の対象となる企業

O-BIC または関係公的機関等の支援を受けて大阪府内で本店または支店の登記を完了した、外資比率1/3以上の外資系企業

3. 支援事業の対象となる経費

O-BIC に登録されたサポート企業^(※1)を利用し、大阪府内に本店または支店を登記する際にかかる経費^(※2)について、実費^(※3)を限度として O-BIC が認定する額を支援します。

登記にかかる実費：1 申請あたり 最大 10 万円

※1 サポート企業とは、O-BIC に登録されている企業・機関・個人であり、外国企業が日本でビジネスを始める際に必要なサービスを提供するものを指します。

※2 次に掲げる経費は対象外とします：官公署に支払う費用等（サービスの提供に該当しない経費）、他の事業による補助金等を受けている経費、ならびに消費税及び地方消費税。

※3 実費とは、サポート企業が提供するサービスへの報酬等の実際の支出を指します。

・年間予算額に達した時点で、年度途中であっても本事業の受付を終了します。

・本店または支店の設立の認定については、登記、拠点確定の状況等により総合的に判断いたします。

4. 経費の支払いの確認

O-BIC 職員等が、運営実態を確認するため、会社を訪問し、契約書、許可書、請求書・領収書などの原本を確認する場合があります。確認できない場合には、支援事業費は支払われません。

5. 支援事業費の支払い

支援事業費は、支援事業利用認定後に申請法人または申請責任者の日本国内銀行口座に支払われます。

6. 記載言語

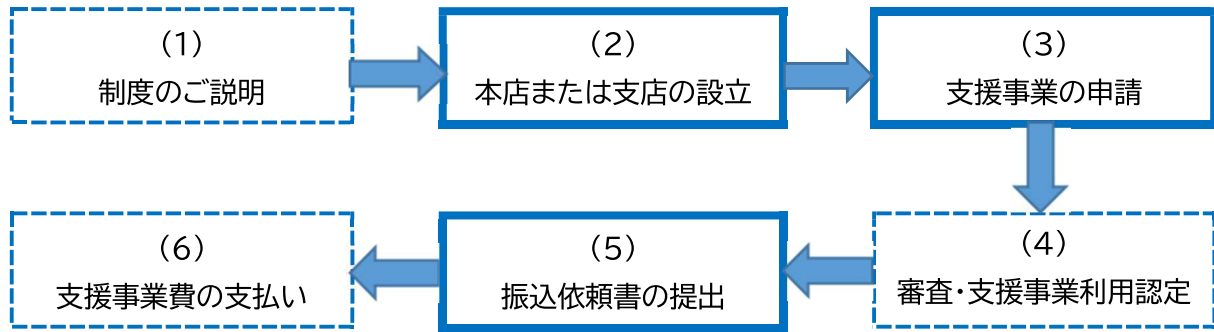
利用申請書などの提出書類は、すべて日本語、もしくは英語で記載してください。

7. その他の注意事項

支援事業を利用した事業者については、事業者名や支援事業費利用額等が公表されることがありますので、あらかじめご了承ください。

支援事業費の支払い後であっても、虚偽の内容に基づいて申請されたことが判明した場合は、支援事業費の返還を求めることがあります。

8. 手続きの流れ



注)太枠内は申請者に行っていただくお手続きです。所定の期日までに必ずお手続きいただきますようお願いいたします。点線枠内は O-BIC による手続きです。

(1)制度のご説明

支援事業のご利用を検討される場合は、登記申請を行う前日までに O-BIC へご相談ください。制度内容をご説明します。

(2)本店または支店の設立

本店または支店を設立し、登記を行ってください。

(3)支援事業の申請

支援事業の申請にあたり、登記(設立)後 1 年以内※に、本案内末尾に記載された書類を提出してください。

※登記日含む

但し、IBSC(対日投資・ビジネスサポートセンター/独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ))や BSO(ビジネスサポートオフィス/大阪市)等の無料テンポラリーオフィスに入居されている場合には、退去後、大阪府内の別拠点への移転が完了してから 1 年以内に申請してください。尚、支援対象となる登記費用とは、大阪府内で最初に法人設立登記した際の費用となります。

※申請時に、移転後の拠点住所が確認できる根拠をご提示ください。

(4)審査・支援事業利用認定

ご提出いただいた資料を基に審査を行います※。支援事業のご利用が認定された場合には、O-BIC より申請者へ、認定された支援事業費を記載した「支援事業利用認定通知書」を発行します。併せて「振込依頼書」をお渡しします。

※審査を開始できるのは、すべての提出書類が揃ってからとなります。申請期限までに必要な書類をすべてご提出ください。

(5)振込依頼書の提出

「振込依頼書」に日本国内の口座情報※をご記入の上、「支援事業利用認定通知書」に記載の支援事業利用認定日から起算して1年以内に O-BIC 必着でご提出ください。

※口座は申請責任者(法人・支店または代表者)のものをご指定ください。

(6) 支援事業費の支払い

O-BIC より「振込依頼書」に記載いただいた日本国内口座へ、支援事業費を振込みます。
振込を確認されましたら、O-BIC までご一報ください。

注)この利用案内の内容は、O-BIC の都合により、変更となる場合がございます。

9. 申請窓口・問い合わせ先

大阪外国企業誘致センター (O-BIC)

電 話: 06-6944-6298

Email: o-bic@osaka.cci.or.jp

提出書類

提出書類(提出方法含む)についての詳細は O-BIC までお問い合わせください。

(注)O-BIC が必要と判断した場合には追加書類の提出を求める場合がございます。

《法人出資による日本法人設立》

☐ 「O-BIC 外資系企業進出支援事業 利用申請書」一式

☐ 利用申請書

☐ 別紙①事業実績報告書

☐ 別紙②サポート企業利用実績報告書

※書式は随時更新されておりますので、申請時に O-BIC 事務局から最新の書式を入手いただくようお願いいたします。

☐ 本国親会社の営業許可証または登記簿の写し、英語以外の外国語の場合は日本語訳を添付してください。

☐ 本国親会社の会社概要 (会社紹介パンフレット、WEB サイトコピーなど)

※会社概要とは、会社名・所在地・代表者名・事業内容・設立年月・資本金・年商・従業員数などです。
英語以外の外国語の場合は日本語訳を添付してください。

☐ 設立された法人が外資系企業であることがわかる資料

定款で発起人(株式会社)または出資した社員(合同会社)が外国在住であることが明記されており、
外国在住の発起人または社員の出資割合が 1/3 以上であることを確認できる場合は、定款をもって
その証明とすることができます。

※定款で証明できない場合は、外為法に基づいた日本銀行への届出の写しまたは、資本金が海外から
送金され日本国内で受け取ったことが証明できる資料をご提出ください。

☐ サポート企業への支払が完了したことを証明する書類

(実績各項目にかかる支援対象経費と対象外経費が記載された領収書等)

☐ 日本法人定款

☐ 日本法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

《個人出資による日本法人設立》

- ☐ 「O-BIC 外資系企業進出支援事業 利用申請書」一式
 - ☐ 利用申請書
 - ☐ 別紙①事業実績報告書
 - ☐ 別紙②サポート企業利用実績報告書
- ※書式は随時更新されておりますので、申請時に O-BIC 事務局から最新の書式を入手いただくようお願いいたします。
- ☐ 出資者または大阪での代表者の職務経歴書、英語以外の外国語の場合は日本語訳を添付してください。
- ☐ 設立された法人が外資系企業であることがわかる資料
 - 定款で発起人(株式会社)または出資した社員(合同会社)が外国在住であることが明記されている場合は、定款をもってその証明とすることができます。
 - ※定款で証明できない場合は、外為法に基づいた日本銀行への届出の写しまたは、資本金が海外から送金され日本国内で受け取ったことが証明できる資料をご提出ください。
- ☐ サポート企業への支払が完了したことを証明する書類
 - (実績各項目にかかる支援対象経費と対象外経費が記載された領収書等)
- ☐ 日本法人定款
- ☐ 日本法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

《外国法人の支店設立》

- ☐ 「O-BIC 外資系企業進出支援事業 利用申請書」一式
 - ☐ 利用申請書
 - ☐ 別紙①事業実績報告書
 - ☐ 別紙②サポート企業利用実績報告書
- ※書式は随時更新されておりますので、申請時に O-BIC 事務局から最新の書式を入手いただくようお願いいたします。
- ☐ 本国親会社の営業許可証または登記簿の写し、英語以外の外国語の場合は日本語訳を添付してください。
- ☐ 本国親会社の会社概要（会社紹介パンフレット、WEB サイトコピーなど）
 - ※会社概要とは、会社名・所在地・代表者名・事業内容・設立年月・資本金・年商・従業員数などです。
 - 英語以外の外国語の場合は日本語訳を添付してください。
- ☐ サポート企業への支払が完了したことを証明する書類
 - (実績各項目にかかる支援対象経費と対象外経費が記載された領収書等)
- ☐ 日本支店登記簿謄本(履歴事項全部証明書)